

総社市告示第1号

総社市住民税非課税世帯に対する物価高対応支援給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和7年1月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市住民税非課税世帯に対する物価高対応支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力、ガス及び食料品価格等の物価高騰の影響による負担を軽減するための支援として、家計への影響が大きい低所得世帯である住民税非課税世帯に対して実施する、住民税非課税世帯に対する物価高対応支援給付金支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応支援給付金 この要綱の定めるところにより、市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有する者であって、住民税非課税世帯の世帯主（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する世帯主をいう。以下同じ。）であるものをいう。ただし、他の市町村（特別区を含む。）において同様の給付金の支給対象となった者を含む世帯（住民基本台帳法に規定する世帯をいう。以下同じ。）の世帯主を除く。
- (3) 住民税非課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割（以下「市町村民税均等割」という。）が課されていない者又は市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。ただし、市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を有する世帯を除く。
- (4) 子育て世帯加算対象児童 平成18年4月2日以降に出生した者であって、基準日（住民基本台帳法第7条第6号に規定する住民となった年月日が令和6年12月14日から令和7年7月31日までの間の者にあつては、当該日）において支給対象者又は支給対象者と同じの世帯に属する者の被扶養者であるものをいう。

(支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、物価高対応支援給付金を支給するものとする。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応支援給付金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 基本給付 1世帯につき3万円
- (2) 加算給付 子育て世帯加算対象児童1人につき2万円

3 第1項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者に対する物価高対応支援給付金の支給の取扱いについては、別に定めるところによる。

(支給手続)

第4条 市は、支給対象者に対し、物価高対応支援給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。ただし、基準日以降の修正申告等により支給の要件を満たすこととなった支給対象者及び令和6年12月14日以降に出生した子育て世帯加算対象児童を有する支給対象者、別世帯に子育て世帯加算対象児童を有する支給対象者その他子育て世帯加算対象児童の確認を要する支給対象者に対しては、確認書の送付に代えて、物価高対応支援給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）による物価高対応支援給付金の請求を求めることができる。

2 前項に規定する確認書の送付は、電子情報処理組織（総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成29年総社市条例第16号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第7条第2項において同じ。）を使用して行うことができるものとする。

（確認書に係る受付開始日及び提出期限）

第5条 市が確認書の送付を行った者に対して支給する物価高対応支援給付金に係る市への提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年7月31日までとする。

（申請書に係る受付開始日及び提出期限）

第6条 市が申請書の提出を行った者に対して支給する物価高対応支援給付金に係る市への申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年7月31日までとする。

（確認書等の提出及び支給の方式等）

第7条 支給対象者による確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出並びに市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

（1）口座振込方式 支給対象者が確認書等を市に提出し、市が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2）現金受領方式 支給対象者が確認書等を市に提出し、市が現金を交付することにより支給する方式

2 支給対象者は、前項第1号に規定する口座振込方式による場合に限り、電子情報処理組織を使用した確認書の提出を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による提出の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該提出を行う者の本人確認を行うものとする。

（代理による提出）

第8条 代理により前条第1項に規定する確認書等の提出を行うことができる者は、支給対象者の法定代理人その他市長が特に認める者とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された確認書等を受理したときは、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給を決定した支給対象者に対し、物価高対応支援給付金を支給するものとする。

（申請不要の支給）

第10条 第4条及び前3条の規定にかかわらず、市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第2条第2項に規定する公的給付の支給等を実施するために市が把握する預貯金口座（以下「公的給付支給口座」という。）がある支給対象者に対し、物価高対応支援給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、物価高対応支援給付金の支給を決定することができるものとする。

2 前項の規定により申込みを受けた支給対象者は、物価高対応支援給付金の受給を希望しないときは、物価高対応支援給付金受給拒否の届出書により、届出を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給の決定を行った支給対象者に対し、公的給付支給口座（支給口座登録の届出書を提出することにより、受取口座を変更した支給対象者については、当該届出をした金融機関の口座）に振り込む方式により、物価高対応支援給付金を支給するものとする。

4 代理により第2項に規定する受給拒否又は前項に規定する支給口座登録の届出を行うことができる者は、支給対象者の法定代理人その他市長が特に認める者とする。

（支給等に関する周知）

第11条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び支給の要件、支給の方法、確認書等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（提出が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項及び第6条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合は、当該支給対象者が物価高対応支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書の提出を行った者から通知された金融機関の口座に物価高対応支援給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等

により令和7年9月30日までに物価高対応支援給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和7年9月30日までに支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により物価高対応支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 物価高対応支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。